



鳥取県公報

平成18年 9月29日(金)
号外第139号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を 改正する規則 (80) (障害福祉課) 1
------------	--

—————公布された規則のあらまし—————

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部が改正され、精神障害者保健福祉手帳の交付の申請等に精神障害を事由とした特別障害給付金を現に受給していることを証する書類及び写真を添付書類として新たに加えることとされた。
- (2) また、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律が制定され、「精神病院」を「精神科病院」と改めることとされた。
- (3) (1)及び(2)に伴い、障害者手帳申請書の様式等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付等に係る申請書の添付書類に、特別障害給付金の受給資格証の写し等を加える。
- (2) 退院等命令書の交付先等を精神科病院（現行 精神病院）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。
 - ア (1)に関する事項 平成18年10月 1日
 - イ (2)に関する事項 平成18年12月23日

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第80号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(診察の依頼等)</p> <p>第4条 <u>総合事務所長</u>（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。）は、法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項、第38条の6第1項又は第38条の7第2項の規定により精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせようとするときは、様式第3号による依頼書を指定医に交付するものとする。</p> <p>2 指定医は、前項の規定による依頼を受けて診察をしたときは、次の各号に掲げる診察の区分に応じ、当該各号に定める様式によりその結果を<u>総合事務所長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(診察の依頼等)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項、第38条の6第1項又は第38条の7第2項の規定により精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせようとするときは、様式第3号による依頼書を指定医に交付するものとする。</p> <p>2 指定医は、前項の規定による依頼を受けて診察をしたときは、次の各号に掲げる診察の区分に応じ、当該各号に定める様式によりその結果を<u>知事</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(入院措置の通知)</p> <p>第5条 <u>総合事務所長</u>は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させようとするときは、様式第5号による通知書により当該精神障害者に通知するものとする。</p>	<p>(入院措置の通知)</p> <p>第5条 <u>知事</u>は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させようとするときは、様式第5号による通知書により当該精神障害者に通知するものとする。</p>
<p>(入院措置の解除の通知)</p> <p>第6条 <u>総合事務所長</u>は、法第29条の4第1項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、様式第6号による通知書により当該措置入院者に通知するものとする。</p>	<p>(入院措置の解除の通知)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、法第29条の4第1項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、様式第6号による通知書により当該措置入院者に通知するものとする。</p>
<p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 <u>総合事務所長</u>は、法第31条の規定による入院に要する費用として、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 <u>知事</u>は、法第31条の規定による入院に要する費用として、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にす</p>

を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者となったときは、この限りでない。

- 2 総合事務所長は、前項の規定により費用を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。
- 3 前項の規定による減免を受けようとする者は、様式第8号による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

(退院等命令書の交付)

第14条 知事（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）は、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された福祉保健部の長は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第1項若しくは第2項の規定により、入院中の者を退院させることを命じようとするとき、又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じようとするときは、様式第18号による命令書を精神科病院の管理者に交付するものとする。

(無断退去者に対する措置の届出)

- 第15条 精神科病院の管理者は、措置入院者について法第39条第1項の規定による措置を採ったときは、直ちに様式第19号による届出書によりその旨を総合事務所長に届け出なければならない。
- 2 精神科病院の管理者は、前項の届出に係る入院者が帰院したときは、直ちに様式第20号による届出書によりその旨を総合事務所長に届け出なければならない。

(仮退院の許可の申請等)

- 第16条 略
- 2 法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定により仮に退院させた措置入院者を再び入院させたときは、様式第22号による届出書によりその旨を総合事務所長に届け出なければならない。

る直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者となったときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定により費用を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。
- 3 前項の規定による減免を受けようとする者は、様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。

(退院等命令書の交付)

第14条 知事は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第1項若しくは第2項の規定により、入院中の者を退院させることを命じようとするとき、又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じようとするときは、様式第18号による命令書を精神科病院の管理者に交付するものとする。

(無断退去者に対する措置の届出)

- 第15条 精神科病院の管理者は、措置入院者について法第39条第1項の規定による措置を採ったときは、直ちに様式第19号による届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 精神科病院の管理者は、前項の届出に係る入院者が帰院したときは、直ちに様式第20号による届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

(仮退院の許可の申請等)

- 第16条 略
- 2 法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定により仮に退院させた措置入院者を再び入院させたときは、様式第22号による届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

(事故の届出)

第17条 精神科病院の管理者は、入院中の措置入院者が事故により死亡したときその他措置入院者に事故があったとき、又は次項の通知を受けたときは、直ちに様式第23号による届出書によりその旨を総合事務所に届け出なければならない。

2 法第40条の規定により仮に退院した措置入院者の保護者は、措置入院者が行方不明になったときその他措置入院者に事故があったとき、又は行方不明となった措置入院者を発見したときは、直ちにその旨を精神科病院の管理者に通知しなければならない。

(精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の却下通知)

第19条 総合事務所長は、法第45条第3項の規定による通知をしようとするときは、様式第25号による通知書により行うものとする。

様式第4号(第4条関係)

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人	ii 警察官	iii 検察官	iv 保護観察所の長	v 矯正施設の長	vi 精神科病院の管理者	vii なし
略							

略

備考 略

様式第9号(第18条、第20条関係)

略

障害者手帳申請書

職 氏 名 様

年 月 日

私は、次の事項(印)について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の[新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付]

略			
添付	医師の診断	既存の手帳	年 月 日

(事故の届出)

第17条 精神病院の管理者は、入院中の措置入院者が事故により死亡したときその他措置入院者に事故があったとき、又は次項の通知を受けたときは、直ちに様式第23号による届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 法第40条の規定により仮に退院した措置入院者の保護者は、措置入院者が行方不明になったときその他措置入院者に事故があったとき、又は行方不明となった措置入院者を発見したときは、直ちにその旨を精神病院の管理者に通知しなければならない。

(精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の却下通知)

第19条 知事は、法第45条第3項の通知をしようとするときは、様式第25号による通知書により行うものとする。

様式第4号(第4条関係)

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人	ii 警察官	iii 検察官	iv 保護観察所の長	v 矯正施設の長	vi 精神病院の管理者	vii なし
略							

略

備考 略

様式第9号(第18条、第20条関係)

略

障害者手帳申請書

職 氏 名 様

年 月 日

私は、次の事項(印)について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の[新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付]

略			
添付	医師の診断	既存の手帳	平成 年 月 日

書類 (印)	書 年金証書等 の写 (級) 特別障害給 付金の受給 資格証等の 写 写真 (縦4 センチメー トル、横3 センチメー トル) 精神障害者 保健福祉手 帳	の有効期限 既存の手帳 の手帳番号						
略								

備考 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、次の書類等を添付してください。

(1) 次のいずれかの書類

ア 医師の診断書

イ 障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込 (支払) 通知書の写し

ウ 特別障害給付金の受給資格証及び直近の振込 (支払) 通知書の写し

(2) 写真 (申請前1年以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの) 1枚

2及び3 略

様式第18号 (第14条関係)

退院 (処遇改善措置) 命令書

鳥取県指令第 号

精神科病院管理者 住所
氏名

書類 (印)	書 年金証書等 の写 (級) 精神障害者 保健福祉手 帳	の有効期限 既存の手帳 の手帳番号						
略								

備考 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込 (支払) 通知書の写し」が必要です。

2及び3 略

様式第18号 (第14条関係)

退院 (処遇改善措置) 命令書

鳥取県指令受健 第 号

精神病院管理者 住所
氏名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条
第 項の規定により、下記のとおり退院させる
こと（処遇の改善のために必要な措置を採ること）を
命ずる。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第24号（第18条関係）（A列3号）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

略

現在の精神保健福祉サービスの利用状況
（障害者自立支援法に規定するその他の障害福
祉サービス等、共同生活援助（グループホーム）、
居宅介護（ホームヘルプ）、小規模作業所、訪問
指導等）

略

注 略

様式第26条（第21条関係）

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

略	自立支援 医療受給 者番号	通院公費 負担医療 担当医療 機関	略
略			

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条
第 項の規定により、下記のとおり退院させる
こと（処遇の改善のために必要な措置を採ること）を
命ずる。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第24号（第18条関係）（A列3号）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

略

現在の精神保健福祉サービスの利用状況
（社会復帰施設、小規模作業所、グループホー
ム、ホームヘルプ、訪問指導等）

略

注 略

様式第26条（第21条関係）

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

略	通院公費 受給者番 号	通院公費 医療機関	略
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 様式第9号、様式第24号及び様式第26号の改正規定 平成18年10月1日
- (2) 第14条、第15条、第16条第2項及び第17条の改正規定（「精神病院」を「精神科病院」に改める部分に限る。）並びに様式第4号及び様式第18号の改正規定 平成18年12月23日